



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



秋も深まってまいりました。場所によってはきれいな紅葉が始まっています。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

ずっと見に行きたいと思っていた朝来市の竹田城跡に、先日早朝に行ってきました。たくさんの人たちが向いの立雲峡という山の展望台からカメラを構えていました。私もその中に混じってカメラを構えました。その日は本当に運がよく、目の下に雲海が広がり、山の上の竹田城跡にその霧がかかったり霧がとれたり、刻一刻と微妙にその様子が変わっていった、しばし見とれてしまいました。今思い出しても素敵な風景に、きれいな空気とともに心もきれいな空気でいっぱいになりました。

職場で役立つ心理学
～大げさなリアクションは退屈のサイン～



会話の最中に退屈だと思っても、常識のある大人なら露骨にあくびをしたり、つまらなそうにしたりすることは控えるものです。ただ、本人は気を付けているつもりでも、うっかり退屈のサインを出してしまっていることがあります。自分が無意識にやってしまわないようにするとともに、逆手に取れば、相手のペースを断ち切る手段として活用することもできます。

- 必要以上にうなづく…相手や話に対する拒否。
- リアクションが大げさ…早く話をたたみたい。
- 体を上下に揺する…無力感やその場から逃れたい、誰かに助けられたい。
- 頬杖をつく…一見熱心に聞いているようだが、実は聞くことに疲れている。
- 周りを見渡す…興味が他のことに向いており、集中していない。
- バッグをごそごそする…話をやめたいサイン。手帳をめくったりスマホやおしぼりを触ったりするのも同じ。

★11月のお仕事カレンダー



11/12	<ul style="list-style-type: none"> ● 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ● 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
11/30	<ul style="list-style-type: none"> ● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 9月決算法人の確定申告と納税・翌年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

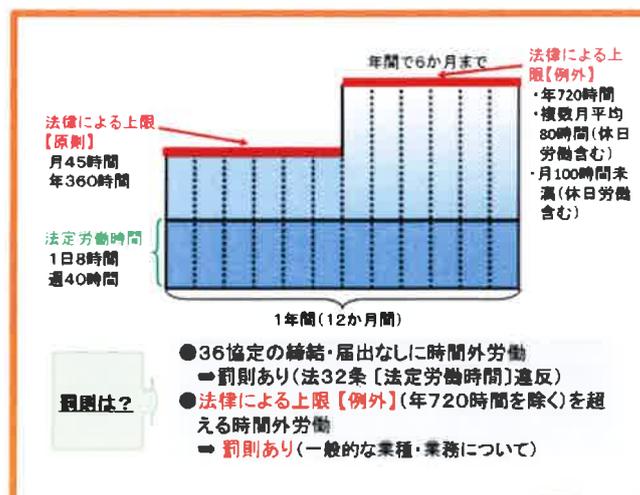
★トピックス★



働き方改革事例集を公表(経団連)

経団連(日本経済団体連合会)から、「働き方改革事例集～働き方改革 toward Society 5.0～」が公表されました(平成30年11月13日公表)。

この事例集では、長時間労働の是正、テレワークなどの柔軟な働き方、技術を活用した生産性の確保、社員満足度の向上、商慣行の見直し、健康経営などに取り組む、中堅中小企業を含む経団連の会員企業の好事例が紹介されています。時代の変化に対応した職場づくりの参考になるのではないのでしょうか。



働き方改革関連法
時間外労働の上限規制①

平成 31（2019）年4月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、その主要な改正規定の一つ、時間外労働の上限規制（労働基準法の改正）をご紹介します。

政府も、「残業時間（時間外労働）の上限を法律で規制することは、70 年前（1947 年）に制定された労働基準法において初めての大改革」と、その重要性をアピールしています。

<改正後の上限規制の内容と罰則>

●法律による上限【原則】

時間外労働の上限は、原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

●法律による上限【例外】

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項がある場合）には、上記原則の上限を超えることができますが、この場合でも、次の上限は遵守する必要があります。

- ・年 720 時間以内
- ・複数月平均 80 時間以内（休日労働を含む）
- ・月 100 時間未満（休日労働を含む）

また、原則である月 45 時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

●上限規制違反で罰則が適用される場合…下記の上限に違反した場合には、罰則が適用されます。

- ・複数月平均 80 時間以内（休日労働を含む）
- ・月 100 時間未満（休日労働を含む）

罰則の内容は、6か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金。

注法律による上限【原則】を超える時間外労働が認められる「臨時的な特別の事情」とは、その事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合のことをいいます。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは、臨時的な特別の事情に当たらないことに注意しましょう。

上記の上限規制は、平成 31（2019）年4月から施行されますが、中小企業への適用はそこから1年遅れとなります。1年の猶予があるとはいえ、中小企業においても早めに準備しておく必要があるでしょう。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

